

# 弥彦村子ども読書活動推進計画

弥彦村教育委員会

令和3年3月

# 目 次

1 章	計画策定の趣旨	1
1	趣旨	
2	読書に関する国・県の動向	
3	弥彦村の子どもたちの現状	
4	保護者の意識	
5	弥彦村の読書環境の実態	
2 章	計画の基本的な考え方	7
1	計画の目的	
2	計画の位置づけ	
3	基本理念	
4	基本方針	
5	対象	
6	期間	
7	数値目標	
3 章	具体的な方策	9
1	発達段階に応じた取り組み	
2	家庭の取り組み	
3	地域・行政の取り組み	
4	保育園の取り組み	
5	小学校・中学校の取り組み	
資料	子どもの読書活動の推進に関する法律	14

# 1章 計画策定の趣旨

## 1 趣旨

近年、子どもたちの身の回りには、テレビ、ゲーム、インターネット、携帯電話等があふれています。このように、容易に多様な情報や知識が得られる環境が子どもたちの読書離れに拍車をかけています。

読書活動は、読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりする上で欠くことのできないものです。そのため、子どもたちが成長過程において、多様な本との出会いや豊かな読書体験を積み重ねていくことができる読書環境づくりを、家庭、保育園・小・中学校、地域、行政が連携・協力し村一体となって取り組まなければなりません。

以上の観点から、弥彦村第6次総合計画及び第3期弥彦村教育振興基本計画に基づき、弥彦村の子どもたちが充実した読書活動ができる環境づくりを推進するため、本計画を策定いたしました。

## 2 読書に関する国・県の動向

国会では、国を挙げて子どもたちの読書活動を推進するために、平成12年に「子ども読書年」を設定しました。さらに同年12月には「教育改革国民会議報告書」において、「人間性を豊かにするために、読み、書き、話すなど言葉の教育を大切にする」ことが提言されました。さらに、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関して基本的な理念を定め、国や地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを意図されて施行されました。

また、平成20年3月の学習指導要領では、各教科等における言語活動の充実を図り、言語に関する能力の育成に必要な読書活動の充実が求められました。その後、「社会教育法」、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備が行われるとともに、国会決議により平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。さらに、平成29年度・30年度改訂の学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が示されました。

新潟県では、平成16年に第1次「新潟県子ども読書活動推進計画」が、平成21年には第2次計画、令和2年には第3次計画が策定されました。今後一層市町村で主体的な取り組みを進めることが期待されています。

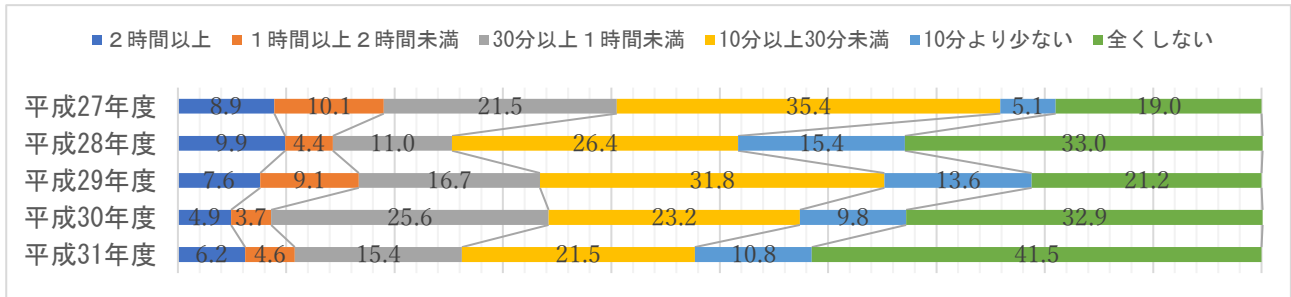
## 3 弥彦村の子どもたちの現状

全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査の過去5年間の読書に関わる項目を整理したものが表1、表2、表3です。

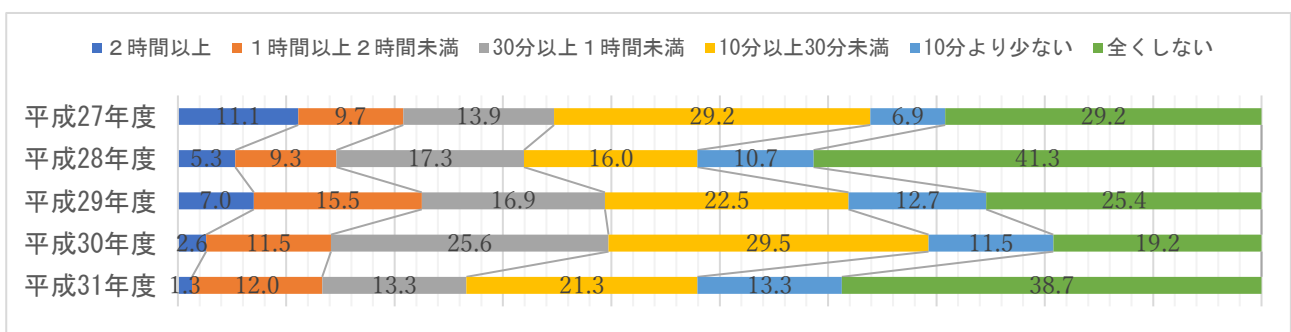
◆表1 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）1日当たりどれくらいの時間読書を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）

<小学校>

単位：%



<中学校>

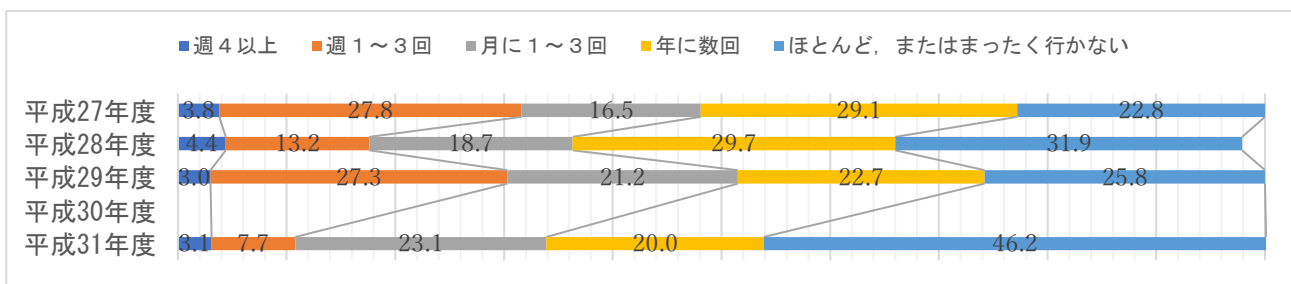


※端数調整・その他・無回答などの理由により、合計が100にならない場合があります

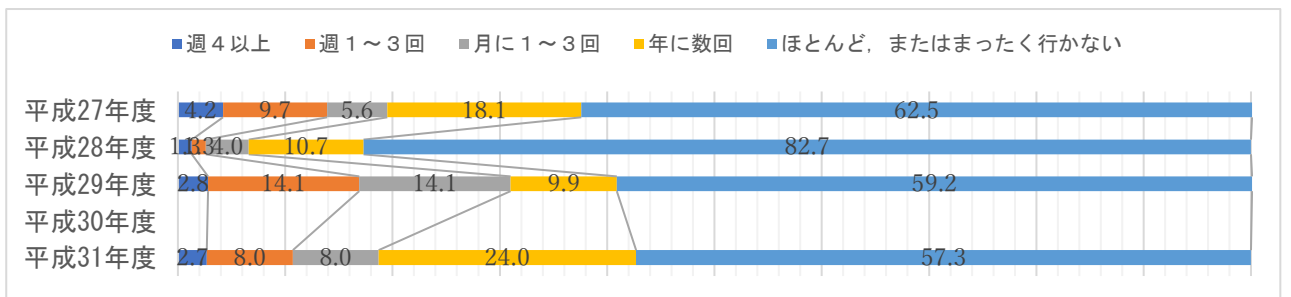
◆表2 昼休みや放課後、学校が休みの日に本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか

<小学校>

単位：%



<中学校>



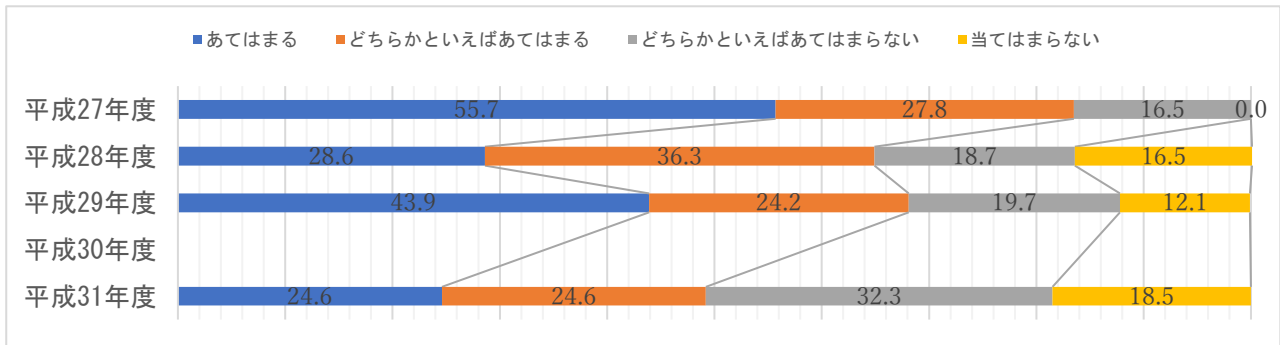
※平成30年度は調査項目なし

※端数調整・その他・無回答などの理由により、合計が100にならない場合があります

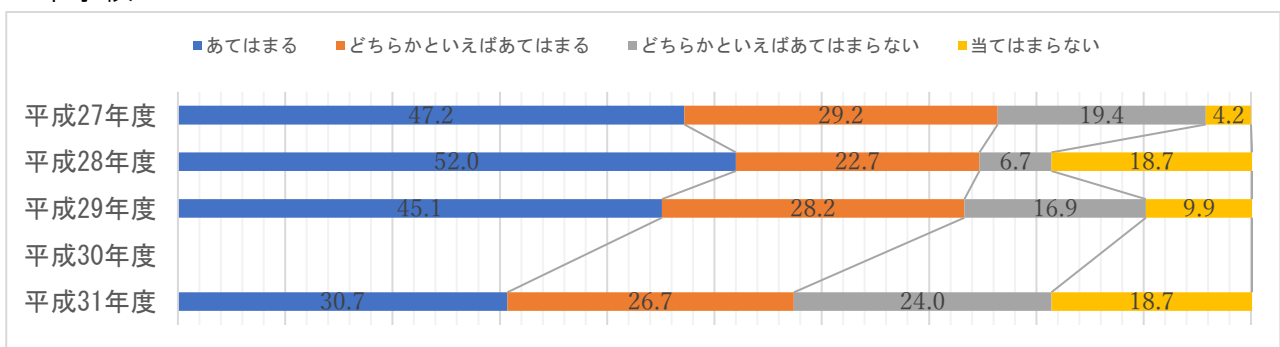
◆表3 読書は好きですか

<小学校>

単位：％



<中学校>



※平成30年度は調査項目なし

※端数調整・その他・無回答などの理由により、合計が100にならない場合があります

表1から、小学校、中学校ともに読書をまったくしない子どもの割合は増加傾向にあることがわかります。図書館の利用回数も、小学校では「ほとんど、まったく行かない」児童の割合は増加傾向にあることがわかります。中学校の「ほとんど、まったく行かない」生徒の割合は、平成28年度の82.7%をピークに減少傾向にはありますが、それでも半数以上の生徒が図書館にまったく行っていない状況がうかがえます。表3からは、読書が好きな児童生徒も減少傾向にあることがわかります。

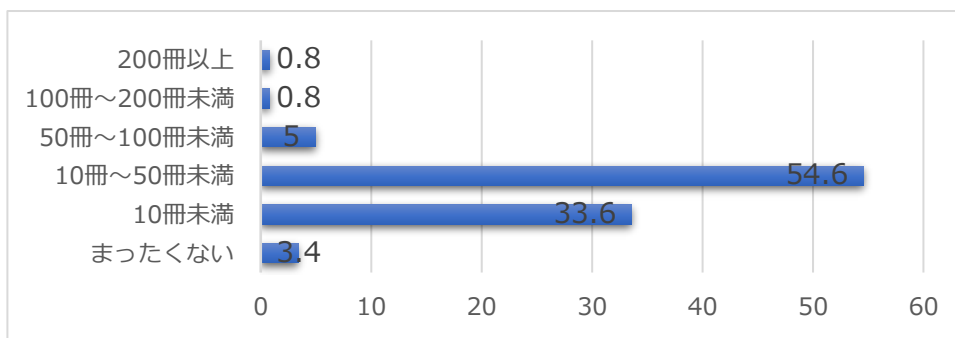
様々な要因が考えられますが、先に述べた通り、近年のスマートフォンの普及により簡単に情報を得られること等から、弥彦村の子どもたちも読書離れの実態があることがわかります。

## 4 保護者の意識

「子供の読書活動の推進等に関する調査研究（2019）」では、「ご家庭には子ども向けの本がどれくらいありますか（本には電子書籍を含みますが、漫画や雑誌、新聞、教科書や参考書は含みません）」の項目について、小学生の子どもをもつ保護者は、10冊未満が43.8%、10冊～50冊未満が44.4%という結果です。表4と比較すると、弥彦村は10冊未満の家庭は全国より少なく、50冊程度の本がある家庭は全国に比べて多くあることがわかります。このことから、保護者は読書の大切さを理解しているものと考えられます。

◆表4 ご家庭には子ども向けの本がどれくらいありますか（本には電子書籍を含みますが、漫画や雑誌、新聞、教科書や参考書は含みません）

※村内で小学生の子どもをもつ保護者を抽出した調査（調査人数 119 人）



## 5 弥彦村の読書環境の実態

### (1) 弥彦村内の蔵書数

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準は、小学校が 10,360 冊、中学校は 10,720 冊であり、小学校は上回っていますが、中学校は下回っています。（表 5）どちらも担当者を中心に定期的に蔵書の入れ替えを行っています。

◆表5 村内の蔵書数

項目	弥彦小学校	弥彦中学校	公民館図書室 (弥彦総合文化会館内)
蔵書数	13,510 冊	9,378 冊	13,500 冊

### (2) 公民館図書室

弥彦総合文化会館（弥彦村公民館）内に設置されている図書室の貸し出し状況は、ここ数年 5,400 冊～6,000 冊の間を推移しています。児童書は、平成 28 年度の 1,565 冊をピークに減少傾向にあることが分かります。現在は、新着図書を村の広報誌に掲載したり、ベストセラーを購入したりして利用の促進に努めています。また、近隣図書館とのネットワークは未整備ですが、小・中学校とのネットワークは令和 2 年度に完了する予定です。児童生徒のニーズに即した貸出体制を整備することが今後の課題です。

◆表6 村立図書室の貸し出し状況

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
図書貸出状況		3,110 件	3,128 件	3,207 件	2,954 件	2,816 件	2,260 件
		5,768 冊	5,955 冊	6,000 冊	5,695 冊	5,415 冊	4,427 冊
内訳	児童書	1,118 冊	1,307 冊	1,565 冊	1,436 冊	1,342 冊	785 冊
	新刊書	2,446 冊	2,537 冊	2,115 冊	2,228 冊	2,223 冊	1,953 冊
	小説等	1,669 冊	1,624 冊	1,815 冊	1,595 冊	1,350 冊	1,405 冊
	参考書等	535 冊	487 冊	505 冊	436 冊	500 冊	284 冊

### (3) 学校図書館

第65回学校読書調査（公益社団法人全国学校図書館協議会・株式会社毎日新聞社）の結果では、2019年（令和元年）5月1か月間の平均読書冊数は、小学生は11.3冊、中学生は4.7冊、高校生は1.4冊でした。表7と単純な比較はできないものの、一人あたりの年間の貸出数をふまえば、小学校・中学校ともに全国の1か月の平均読書冊数を大きく下回っていることが推察されます。

これまで小・中学校に兼務で1名の学校司書を配置して、児童・生徒の読書指導に努力するとともに、図書の計画的な整備を行ってきました。令和2年度には、学校図書館蔵書のデータ化による図書管理や公民館図書室とのネットワーク整備も完了する予定です。今後は児童生徒が本を借りやすい環境を整えるとともに、図書館の利用を促進する働き掛けを、校種等を超えて組織的・継続的に行うことが必要です。

◆表7 小学校・中学校の年間貸出冊数の推移

<弥彦小学校>

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸出冊数	14,574冊	15,376冊	14,311冊	17,279冊	14,801冊	18,425冊
児童数	326人	332人	315人	295人	314人	291人
一人あたりの貸出数	44.7冊	46.3冊	45.4冊	58.6冊	47.1冊	63.3冊
月平均(貸出数÷11)	4.1冊	4.2冊	4.1冊	5.3冊	4.3冊	5.8冊

※貸出は小学校3年生から行っているため、児童数は当時の3年生～6年生の人数

※月平均は8月を除いて一人あたりの貸出数÷11で算出

※平成30年度は、校舎改築のため8月～10月まで貸出できなかった

<弥彦中学校>

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
貸出冊数	1,051冊	1,441冊	1,765冊	2,944冊	1,951冊	1,255冊
生徒数	237人	232人	239人	240人	229人	223人
一人あたりの貸出数	4.4冊	6.2冊	7.4冊	12.3冊	8.5冊	5.6冊
月平均(貸出数÷11)	0.4冊	0.6冊	0.7冊	1.1冊	0.8冊	0.5冊

※月平均は8月を除いて一人あたりの貸出数÷11で算出

### (4) 学校・保育園

保育園では、毎日の生活の中で、読み聞かせや絵本と関わる活動の充実を図り、絵本や物語から遊びを展開させてきました。保育士が子どもの年齢に合わせた読み聞かせを行うほか、ボランティアによる読み聞かせを行っています。

小・中学校では、学校司書・司書教諭を中心に、朝読書の定着化による読書時間の確保や、読書旬間（週間）等での読書の面白さなどを啓発するための企画、学校図書館でのコーナーづくりや装飾等、それぞれ工夫をしながら読書活動の推進に努めています。小学校では、定期的にボランティアによる読み聞かせも実施しています。また、各教科や総合的な学習では、テーマを決めて、図書館の資料を活用した調べ学習の充実を図ろうとしています。



## (5) ボランティア

村内には「やひこえほんの会」というボランティアによる読み聞かせの団体があります。この団体は、保育園・小学校での読み聞かせを定期的に行っています。子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会の提供をしています。こうした主体的な取り組みを村全体で支援するとともに、読書に関心をもつネットワークを広げることが大切です。



弥彦小学校 図書館



弥彦中学校 図書館



弥彦総合文化会館（弥彦村公民館）内 図書室



## 2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

読書を通じて子どもたちは、言葉を学び、表現力や感性を磨き、創造力を豊かなものにしていきます。そして、心に深く残る読書から得たものは、人生を力強く生きるための力となっていきます。子どもたちが本の面白さ読書の楽しさを知り、読書活動を広げ、深めていけるように、家庭、地域、学校、関係機関、民間団体等が連携し、社会全体で子ども読書活動推進の取り組みを進めていくことが大切です。この計画では、これまでの取り組みを振り返り、新たな課題に対処することで弥彦の子どもたちが豊かな心と言葉の力を身に付けたくましく成長することを目指して、子どもの読書活動を総合的・体系的に推進するための指針を示しています。

### 2 計画の位置づけ

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国は平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、平成20年に第2次計画、平成25年に第3次計画、平成30年に第4次計画を策定しました。新潟県では、令和2年に「第3次新潟県子ども読書活動推進計画」が策定されています。

このような状況をふまえて、弥彦村では、令和3年度からの第3期弥彦村教育振興基本計画を策定し、新たな教育振興に向けて取り組みを進めることとなりました。新たに策定される計画を基本に、弥彦村の子ども読書活動をさらに推し進めるべく、「弥彦村子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

### 3 基本理念

**本に親しみ豊かな心と言葉の力を身につける**

### 4 基本方針

読書活動を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、読書を通じて生涯にわたって主体的に学ぶ習慣を身に付けることは重要なことです。以上のことをふまえ、子どもの読書活動が着実に推進されるよう、次のことを基本とします。

- (1) 家庭・地域・学校等が連携し、子どもが読書活動に親しむ機会の提供に努めます。
- (2) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身に付けるよう環境整備と充実に努めます。
- (3) 子どもの読書活動推進に対する理解と関心を深めるために、情報の提供と啓発に努めます。

## 5 対象

この推進計画の対象は、0歳から概ね18歳までの子どもとします。さらに、子どもたちの発達段階に応じた読書活動を推進するために、妊娠時も含めた保護者はもとより、地域、ボランティア、保育園、小学校、中学校、公共施設なども対象としています。

## 6 期間

本計画は、令和3年を初年度とし、概ね前期4年の計画とします。なお、社会情勢や弥彦村の読書環境を考慮しながら、後期計画は必要に応じて見直しを行うこととします。

## 7 数値目標

	項目	2019年（令和元年）度 現状値	2024年（令和6年）度 目標値
1	「読書が好きですか」の項目に肯定的に回答する児童生徒の割合<全国学力・学習状況調査>	小6：49.2% 中3：57.4%	小6：70.0% 中3：70.0%
2	「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」の項目に月1回以上行くと回答した児童生徒の割合	小6：33.9% 中3：18.7%	小6：50.0% 中3：30.0%
3	ボランティアによる保育園・小学校での読み聞かせの日数	保：年 0日 小：年 27日	保：年 2日 小：年 29日
4	一人平均の貸し出し冊数	小：47.1冊 中： 8.5冊	小：70冊 中：15冊
5	村全体での「アウトメディアデー＝家庭読書の日」の設定	年 0回	年 2回

※アウトメディア

メディア機器（ゲーム機・スマホ・タブレットなど）を使わない時間を持つこと

## 3章 具体的な方策

読書活動を推進していくためには、家庭、地域、保育園、学校、行政などが目指す方向性を共有し、発達段階に応じて具体的な取り組みをしていくことが重要です。

### 1 発達段階に応じた取り組み

読書を行っていない高校生、大学生の中には中学校までに読書習慣が形成されていない傾向が見られます。生涯に渡って読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動を推進しなければなりません。

読書に関する発達段階ごとの特徴を、「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ（平成30年）」は以下のように整理しています。

#### （1）幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら、言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

#### （2）小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で足踏みしたり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

#### （3）中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、行政、学校において様々な方策がとられることが重要です。学校種間の接続期における生活や環境の変化によって子どもが読書から遠ざかる傾向になることに留意し、切れ目のない取り組みが行われる必要があります。

## 2 家庭の取り組み

### (1) 役割

家庭は子どもにとって、生活の基本となる場所です。読書が生活の一部となるように、日ごろから家族で本に親しみ、子どもが本と出会うきっかけをつくる

### (2) 方策

ア 家庭での読み聞かせの推進

イ 家庭での読書環境づくり

メディアにふれる時間を決めたりして、家庭内で読書する時間を積極的に生み出すなど、読書環境を整える。

ウ 親子で読書を楽しむ時間の工夫

エ 家庭教育講座や講演会への参加

オ 「アウトメディアデー＝家庭読書の日（仮称）」への参加

## 3 地域・行政の取り組み

公民館図書室や、子育て支援センター、児童クラブ、公民館などの行政機関と地域で活躍するボランティアがそれぞれの役割を把握し、子ども読書活動推進の一翼を担っていることを自覚し、子どもが本に関心を持つための啓発活動を推進します。

### (1) 役割

家庭だけではなく身近な地域で本と親しむ環境を整備し、読書の楽しさ・面白さを啓発する

### (2) 方策

#### <行政>

ア はじめての絵本事業

出生届提出時に絵本を1冊プレゼントする、はじめての絵本事業を継続し、1歳のお誕生日健診の際には、絵本を通して赤ちゃんとあたたかなふれ合いの時間をもつていただくことの大切さを伝える。

イ ボランティアとの連携

保護者に対する読み聞かせのスキルアップを目的とした講座やボランティア育成のための講座を開催する。

ウ 妊婦への啓発

妊娠中の生活を快適に過ごし、赤ちゃんを健康に産み育てるための正しい知識を伝えるために、福祉保健課によって開催されている健診の際に、本の紹介や読み聞かせの大切さなどを周知・啓発する。

## エ 全村挙げての「アウトメディアデー＝家庭読書の日」の設定

「子ども読書の日」（4月23日）が「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第10条）に設けられています。市町村でも「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるよう期待されています。

現在、小学校・中学校は連携して元気アップ週間（生活習慣改善の取り組み）を行っています。生活習慣改善は普段の時間の使い方を見直し、生活の中に読書を位置づける取り組みとなります。こうした学校の取り組みを、全村に広げ、村民一体となって取り組みを推進できるように「アウトメディアデー＝家庭読書の日（仮称）」の設定を検討します。

## オ 小中学校への学校司書の配置

村で学校司書を雇用し配置してきました。今後も配置を継続して、司書教諭と連携しながら多様な読書活動を企画・実施し、学校図書館サービスの改善・充実を図ります。

## カ 視覚障害等※<sub>1</sub>を持つ子どもの読書環境の整備

公民館図書室の児童書コーナーにおいて、点字による表示を行うとともに、点字図書、拡大図書、触る絵本等、視覚障害等を持つ子どもが容易に認識することができる図書の充実に努めます。

※1 「視覚障害等」…視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害

## <子育て支援センター>

### ア 読み聞かせの充実

乳幼児期の読書を推進するため、年齢や発達段階、興味にあった絵本の充実を図ります。ボランティアや行政と連携しながら、おはなし会や読み聞かせの時間を充実させます。

### イ 保護者への働きかけ

保護者や乳幼児に、豊かな心と言葉を育む絵本の面白さ・楽しさを知らせ、本に興味関心を持ち、身近な存在となるような啓発活動を行います。母親や妊婦さんを対象に、絵本講座や読み聞かせを行うことを検討します。

### ウ 環境づくり

センター内に乳幼児向けの絵本を置きます。親子でくつろげる場所となるように工夫します。

## 4 保育園の取り組み

### (1) 役割

乳幼児期には、絵本や物語の世界に遊び、その世界を楽しめるように、読み聞かせの機会をたくさん設定します。また、読書経験が豊かになるよう家庭との連携を行います。

さらに、子どもたちの読書意欲を高め、生涯読書の礎となる読書習慣の定着化を進める役割を担います。

### (2) 方策

- ア 保育士による読み聞かせ活動の充実
- イ 子どもの集中力や理解力の個人差を補う少人数での読み聞かせ活動の推進
- ウ 多様な絵本や紙芝居を意識的に与える等、年齢に応じた興味関心を高める取り組み
- エ 保護者、ボランティアなど保育士以外の方の読み聞かせの実施
- オ 行事や参観日に合わせてのおはなし会など、読書体験の機会の増加
- カ 園だより、クラスだより、参観日などでの絵本の紹介
- キ 絵本を知るための職員研修会等の実施

## 5 小学校・中学校の取り組み

### (1) 役割

本に親しみを持ち、読書の楽しさを知るだけでなく、知識を広げることの喜びを実感できるようにします。児童・生徒の発達段階や読書傾向等に合わせたきめ細かな働きかけをすることで、子どもたちの読書意欲を高め、生涯読書の礎となる読書習慣の定着化を進めるとともに、学習の基礎となる想像力やコミュニケーション力などの言語能力を身につける役割を担います。

### (2) 方策

#### ア 学校全体での読書推進活動

各校の実態に応じて、全校体制で読書活動を推進する。

- ・読書が生活の一部となるように、朝読書などによる全校一斉読書
- ・担任、ボランティア等による読み聞かせの実施
- ・図書だよりの発行や、読書旬間（週間）等には、本の紹介活動や読書発表会、他学年との交流等の企画
- ・学級文庫等身近に本がある環境づくり

令和2年度に小・中学校図書館の蔵書をデータ化することにより、児童生徒が本を借りやすい状況をつくります。

#### イ 計画的で定期的な蔵書管理

小学校は「学校図書館図書整備基準」に基づく資料数の基準を満たしていますが、中学校は蔵書整理により現在は一時的に基準を下回っています。今後は、資料数はもちろんのこと、学習活動や児童生徒のニーズに応じて新書を購入し、児童生徒の興味関心を高める工夫を行います。

#### ウ 視覚障害等を持つ子どもの読書環境の整備

障害のある子どもの読書習慣をはぐくむため、教職員とボランティア等の連携により、読み聞かせの機会を充実させます。



## (資料)

### 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本

計画」という)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という)を策定するよう努めなければならない。

**2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という)を策定するよう努めなければならない。**

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。